

十勝圏複合事務組合 くりりんセンター跡地利活用調査実施要領

1 趣旨

十勝圏複合事務組合では、令和 10 年 4 月の稼働に向け、新たな一般廃棄物中間処理施設を建設中です。新施設の稼働に伴って既存施設の「くりりんセンター」を廃止するため、その土地・建物の有効活用を図るべく、民間事業者等へ土地・建物の利活用に関する調査を行うものです。

2 調査物件

資料 1「くりりんセンター等 土地・建物資料」のとおり。

※対象物件①について、対象者・対象条件・調査の手続きに沿ってご回答願います。

※本調査は対象物件①の利活用について調査するものであり、契約内容が決定しているものではありません。

※当該地は市街化調整区域であることから建築等に制限があり、法令等に抵触する利活用はできませんのでご注意ください。

3 対象者

(1) 利活用するのに相応しい資力、信用力を有する民間事業者等であること。

(2) 利活用に伴う必要な法的資格を有すること。

(3) 次の各項のいずれかに該当する者は、調査には参加できません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者
- ・ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者
- ・ 国税又は地方税を滞納している者
- ・ 組合が準用する帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者

4 対象条件

- (1) 対象物件①の全てを利活用範囲とする。
- (2) 対象物件①の契約は、売却または賃貸とする。
- (3) 賃貸の場合は、賃貸借契約終了後に借用者にて建物の解体と土地の整備を実施し、組合に更地で返却すること。
- (4) 賃貸期間は、おおむね 20 年とすること。
- (5) 対象物件①を利活用するにあたり、廃棄物の処理および清掃に関する法律、都市計画法、建築基準法の関係法令等について関係機関と協議を行い、利活用内容が実現可能であること。
- (6) 対象物件①を利活用するにあたり、景観・臭気・騒音等の適切な維持管理に努めるなど、地域対策※に配慮すること。
- (7) 事業を行うにあたっての地域対応は、事業者の責任で行うこと。

※ 地域対策には、地域の方々が活用できるような機能を整えることも含まれます。

5 調査の手続き

(1) 現地確認

現在稼働中の施設につき、現地見学会の開催は予定しておりませんが、確認を希望する場合は個別に対応しますので、「7 問い合わせ先」にご相談ください。

(2) 利活用調査の参加意向

本調査に参加の意向がある事業者等について、以下の期日までに電子メールにてご連絡ください。

なお、電子メールの件名は『跡地利活用調査の参加意向』としてください。

- ・ 連絡期限 令和7年11月4日（火）から11月14日（金）まで
- ・ 連絡先 「7 問い合わせ先」 のとおり

(3) 調査票の提出

様式1を作成し、電子メールにてご提出ください。

なお、電子メールの件名は『跡地利活用調査票の提出』としてください。

- ・ 調査期間 令和7年11月4日（火）から12月5日（金）まで
- ・ 提出先 「7 問い合わせ先」 のとおり

(4) 添付資料の提出

様式1と共に、以下の書類をご提出ください。

（共通）

- ・ 調査票に記載した利活用内容に必要な許可等
※廃棄物処分業許可証や建設業許可証など
- ・ 納税証明書（3 か月以内のもの）

- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・その他組合が要求する資料

(法人の場合)

- ・履歴事項全部証明書(3か月以内のもの)
- ・直近の損益計算書及び貸借対照表

(個人の場合)

- ・本人証明できる書類(運転免許証の写など)
- ・直近の所得税の確定申告書(写)

(5) 参考価格(令和7年度 不動産鑑定評価額による)

- ・売却価格 186,900,000 円(税別)
- ・賃貸価格 月額 1,180,260 円(税別)

6 別紙・参考資料

資料1	くりりんセンター等	土地・建物資料
様式1	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター跡地利活用調査票
様式1	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター跡地利活用調査票(記載例)
様式2	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター跡地利活用調査質問書
参考資料1	新中間処理施設整備に向けた追加調査報告書	
	※第2章参照	

7 問い合わせ先

〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地
 十勝圏複合事務組合くりりんセンター 担当 長尾
 TEL: 0155-37-3550 fax: 0155-37-4119
 Mail: kuririn-c@tokachiken.hokkaido.jp

8 調査内容に関する質問

本調査に関して、確認したい内容等がある場合は、様式2に質問内容を記載の上、電子メールにて11月14日(金)までにご提出ください。なお、電子メールの件名は『跡地利活用調査質問書の提出』としてください。質問内容と回答については、組合ホームページにて公開します。

9 その他

資料1のうち、組合所有地①と②について関心がある場合、本調査とは別にお問い合わせください。